

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	産山村

産山村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産山村役場経済建設課農林係
所在地	阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3
電話番号	0967-25-2213
FAX番号	0967-25-2864
メールアドレス	ubuyama@ubuyama-v.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタを含む）、ニホンジカ、カラス類、サギ類、タヌキ、アナグマ、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	産山村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	4,922千円 4.68ha
ニホンジカ	樹木（スギ、ヒノキ）	1,733千円 32ha
	水稲	147千円 0.14ha
カラス類	ビニールハウス	250千円 0.25ha
サギ類	鯉（水稲）	40千円 3ha
	ヤマメ	50千円
タヌキ・アナグマ	スイートコーン	100千円 0.10ha
アライグマ	被害報告なし	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本村の野生鳥獣による農作物等の被害は、令和3年度で7,312千円の被害が出ている。

イノシシによる被害については、水稻や露地野菜などで多発している。特に7～10月にかけての水稻への被害が著しい。水稻周辺に電気柵設置を行っているが、電気柵に慣れてきたイノシシも出てきているため、水稻被害が発生しており、被害の減少に至っていない。また、田畑の畦畔や道路脇の法面の破壊など、農作物以外での被害も続いていることから今後も重点的に対策を講じる必要がある。

ニホンジカについては、20年前まではほとんど目撃されることがなかったが、近年は頻繁に目撃されるようになったうえに、被害報告が相次いでいるという状況である。被害の内容としては、ヒノキの樹皮をはぐ被害や生育期の水稻の踏み倒しと食害などが発生しており、早急な対策が必要である。

カラス類による被害については、村の新規就農施設のビニールハウスが毎年被害を受けており、追い払い等の活動が必要な状況である。

サギ類については、米の無農薬栽培のため農家が鯉農法に取組み始めた平成8年度から目撃例が多くなり、近年は稲作の鯉農法の鯉や水稻または中山間地域等直接支払制度で魚類の保護として放流されるヤマメに被害をもたらすようになった。

タヌキ・アナグマについては、以前から被害が発生しており、特に令和2年度から露地野菜での被害が顕著になっている。令和3年度から有害捕獲を行っているが、依然として被害が減少しておらず、本村の露地野菜生産に大きな影響が出ている。田畑の畦畔やほ場を荒らす被害も出ており、侵入防止柵では抑えられないため、捕獲活動が必要な状況である。

アライグマについては、イノシシの錯誤捕獲により令和5年2月に村内で初めて捕獲された。これまでに被害報告は上がっていないものの、被害が発生する前に防除対策を講じる必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率
被害金額	7,312千円	5,069千円	30%
被害面積	40.17ha	28.10ha	

【別記】 対象鳥獣ごとの被害軽減目標

〔イノシシ〕

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率
被害金額	4,922千円	3,445千円	30%
被害面積	4.68ha	3.27ha	

※イノシシの現状値及び目標値は、農業共済組合への照会結果に基づき算出。

〔シカ〕

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率
被害金額	1,880千円	1,316千円	30%
被害面積	32.14ha	22.49ha	

〔カラス類〕

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率
被害金額	250千円	175千円	30%
被害面積	0.25ha	0.17ha	

〔サギ類〕

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率
被害金額	90千円	63千円	30%
被害面積	3.00ha	2.10ha	

〔タヌキ・アナグマ〕

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率
被害金額	100千円	70千円	30%
被害面積	0.10ha	0.07ha	

（注）1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>産山村猟友会員の中から『産山村鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）』を組織し、有害鳥獣捕獲を行ってきた。実施隊の隊員（以下、「実施隊員」という。）の高齢化が懸念されているため、狩猟免許取得のための周知を行い、免許取得者には猟友会及び実施隊に加入してもらうよう働きかけを行っている。</p> <p>特に捕獲することに重点を置き、年間を通してイノシシ、二ホンジカ、カラス類、サギ類の捕獲に対して報償金を支払っている。</p> <p>捕獲報償費 イノシシ：15,000円／頭 シカ：10,000円／頭 カラス類：500円／羽 サギ類：1,500円／羽</p>	<p>実施隊員の高齢化による捕獲従事者の減少が懸念されており、実施隊員の労力の軽減を図る必要がある。</p> <p>また、今後も更なる実施隊員の確保を行う必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>中山間地域直接支払交付金事業や個人対応で電気柵の整備を行っている。</p> <p>中山間地域直接支払交付金事業の要件に該当しないほ場については、村単独補助金にて支援を行っている。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策事業に取り組み、平成30年度から令和4年度までで、電気柵6,822m、ワイヤーメッシュ柵7,290mを設置し、面積にして25.87haの農地に侵入防止柵を整備した。</p>	<p>侵入防止柵が整備されていないほ場に被害が集中し、耕作できなくなることでさらに鳥獣の潜み場となってしまう恐れがある。</p> <p>ワイヤーメッシュ柵を整備したほ場では、地際からイノシシに侵入される被害が発生しており、ワイヤーメッシュ柵の外側に電気柵を整備する等の工夫が必要になってきている。</p>

<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>実施隊の活動として、緩衝帯の設置を年に1回行っている。</p>	<p>侵入防止柵一偏の対策とならないよう、緩衝帯となる耕作放棄地の整備や周辺林地の整備が必要である。</p> <p>このため、農業者個人及び集落の自己防衛意識の向上を図る必要があるが、高齢化と後継者不足により、耕作放棄地の解消や林地の下刈り等が困難な状況である。</p>
---------------------	------------------------------------	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>本村における被害防止対策は、効果的な捕獲と被害発生を抑止に重点を置く。</p> <p>効果的な捕獲については、担い手（実施隊員）を確保するため、わな猟の免許取得を奨励し、箱わなの購入を行うとともに実施隊員への貸出を行う。</p> <p>また、積極的にICTやGISの導入を検討し、実施隊員の労力を軽減するための省力的かつ効率的な捕獲技術の確立を図る。</p> <p>生息域における生息数の把握に努め、被害発生を予察するとともに、周辺市町村との連携を強化する。</p> <p>被害発生を抑止については、鳥獣被害防止総合対策事業及び中山間地域所得向上支援対策事業等の国庫事業を活用し、侵入防止柵の普及を図る。</p> <p>加えて、耕作放棄地の管理や、山林・竹林の整備等を推奨し、緩衝帯としての利用を促進することにより、イノシシやニホンジカが集落に近寄りづらい環境づくりの啓発を行う。このために、モデル地区を設置し、えづけSTOP！鳥獣被害対策事業（県単事業）の取組についても推進する。</p>
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害防止施策の実施に積極的に取組むことが見込まれ、かつ、産山村猟友会が推薦する産山村猟友会員のうち村長が任命するもので実施隊を組織し、産山村鳥獣被害防止対策協議会と連携をとり、有害鳥獣被害を減少させる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5 ～ R7	イノシシ ニホンジカ	わな猟新規狩猟者確保及びわな設置講習会の実施 実施隊員への箱わなの貸出し I C T捕獲技術の導入
	サギ類 カラス類	実施隊による一斉捕獲、追い払いの実施 集落における防衛の啓蒙
	タヌキ アナグマ アライグマ	実施隊員への箱わなの貸出し

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
年間におけるイノシシの捕獲数は、令和元年度が515頭、令和2年度が442頭、令和3年度には425頭と年々減少傾向にある。引き続いて被害の発生が懸念されているため、捕獲を強力に推進する必要があると考える。よって、捕獲計画は550～650頭とする。
ニホンジカの捕獲状況は、令和元年度が135頭、令和2年度が157頭に対し、令和3年度が165頭であり、大きく増加している傾向にある。農作物への被害報告も増加している状況にあるため、捕獲を推進する必要がある。また、第二種特定鳥獣管理計画に基づき目標である生息密度0頭

／km²を達成するため、捕獲計画は200～250頭とする。
 他の野生鳥獣についても、近年の捕獲実績や出没状況、被害状況から個体数の増加が推測される。この点を踏まえ、現状に則した捕獲計画を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	年間捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	550	600	650
ニホンジカ	200	250	250
カラス類	50	50	50
サギ類	20	20	20
タヌキ	200	200	200
アナグマ	200	200	200
アライグマ	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
 イノシシ・ニホンジカについては銃器と箱わな及びくくりわなによる捕獲、カラス類・サギ類については銃器による捕獲、タヌキ・アナグマ・アライグマについては箱わなによる捕獲を行う。被害が慢性化している地域や、過去に大きな被害が発生した地域にあっては予察捕獲の導入を行う。なお、いかなる場合においても法を堅守し、重大事故の防止はもちろんのこと、地域住民の理解と協力を得られるよう努めることとする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 カラス・サギ類について、有害鳥獣駆除期間の4月～10月に捕獲従事者に許可証を発行するものとする。ただし、地域住民等より被害報告がある場合には、上記期間以外についても許可証を発行する。
 また、プレチャージ式の空気銃（エアライフル）の活用を検討し、対応する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
産山村全域	ニホンジカ、アナグマ、アライグマ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	中山間地域等直接支払制度対策等にて電気柵の整備を行う。 鳥獣被害防止総合対策事業等の整備事業を活用し、侵入防止柵を設置する。 電気柵：2,000m WM柵：2,000m	中山間地域等直接支払制度対策等にて電気柵の整備を行う。 鳥獣被害防止総合対策事業等の整備事業を活用し、侵入防止柵を設置する。 電気柵：2,000m WM柵：2,000m	中山間地域等直接支払制度対策等にて電気柵の整備を行う。 鳥獣被害防止総合対策事業等の整備事業を活用し、侵入防止柵を設置する。 電気柵：1,000m WM柵：1,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	地域において、現地研修会等の啓発活動を進め、適切な設置及び管理を学ぶ。 各協定で侵入防止柵の見回りを行い、日誌により管理する。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ	一斉駆除活動 被害防除対策研修会の実施 ICT捕獲技術の推進 電気柵及びワイヤーメッシュ柵の維持管理 緩衝帯の設置指導・普及啓発 えづけSTOP！（県単事業）の推進
令和6年度	カラス類 サギ類 タヌキ	
令和7年度	アナグマ アライグマ	

（注） 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

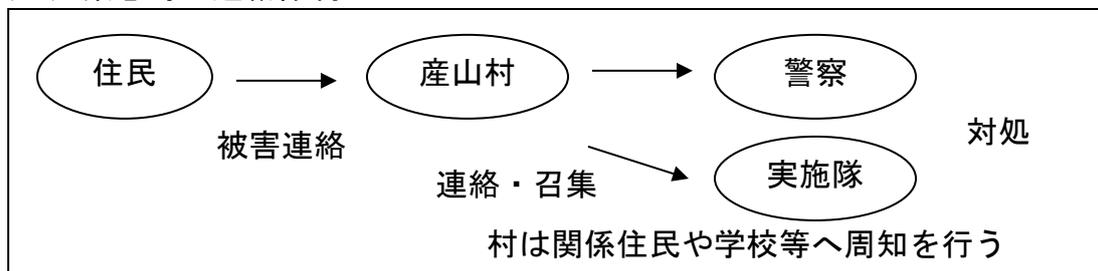
関係機関等の名称	役割
産山村	迅速に実施隊を召集し、早急に対処を行う。 関係集落住民や学校等への周知を行う。
産山村鳥獣被害対策実施隊	召集があれば迅速に現場に向かい対処する。
警察	住民の安全を考慮し、対処・誘導等を行う。

（注） 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（2）緊急時の連絡体制



（注） 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は現地に放置することなく回収する。埋設する場合は、環境に影響を与えないよう適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ・ニホンジカについては、捕獲個体の有効利用及び更なる捕獲の推進を目的として、食肉・ペットフード、皮革及びその他製品としての利活用について、施設整備及び流通先等を含めて今後検討を行うものとする。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の設置については、その必要性、採算性、稼働率等を考慮しながら検討する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲した鳥獣の処理については、法令に基づき適切な処理を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	産山村鳥獣被害対策実施隊
構成機関の名称	役割
産山村経済建設課	事務局、協議会に関する連絡・調整等に関すること

産山村農業委員会	村全体の被害状況の把握等に関する事
産山村猟友会	鳥獣の捕獲や狩猟免許等に関する事
阿蘇農業協同組合	営農指導や情報提供等に関する事
地域の代表者	各地域の被害状況の把握、集落における自己防衛意識の啓蒙に関する事

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部農業普及・振興課、林務課	近隣市町村の対策状況、助言等に関する事

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>実施隊設立日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日 <p>実施隊の隊員資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村長が村職員のうちから指名する者(2人)。 ・被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、かつ、産山村猟友会が推薦する産山村猟友会員のうちから村長が任命する者(40人)。 ・経済建設課長を隊長に任命し、隊長は実施隊の業務を総括する。 <p>実施隊の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に迅速に現場に向かい対処を行う。 ・被害防止計画に位置づけられている鳥獣の駆除や追い払い活動を行う。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣の生息調査及び生態調査等は、必要により外部の専門機関に委託して実施する。

また、必要に応じて、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者を活用し、実施隊員の負担軽減及び捕獲体制の強化を図る。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施にあたり、捕獲及び防除技術等に関する情報収集を積極的に行い、実施隊・協議会と連携をとり被害防止に努める。

捕獲については、出産期を迎える前の春先に一斉捕獲を実施し、個体数の減少を図る。また、隣接する市町村とも連絡をとり、市町村境及び県境にとらわれない広域的な連携も視野に入れる。

そして、農業者だけでなく集落単位での自己防衛意識の向上を推進し、農作物の被害減少を図る。

アライグマについては、村内での被害は報告されていないが、令和4年度に村内において捕獲したことから、村内に生息していることが確認されたため、産山村鳥獣被害防止対策協議会や熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局と連携し、対策や対応等を検討していく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

別添資料

【過去3年の被害状況及び捕獲許可申請件数と捕獲実績】

年度	鳥獣名	被害状況	捕獲実績
R 元 年 度	イノシシ	水稲 1,568 千円 1.86ha	5 1 5 頭
	シカ	樹木 (スギ、ヒノキ) 1,246 千円 23ha	1 3 5 頭
	カラス類	ビニールハウス 200 千円 0.2ha	
	サギ類	鯉 60 千円 4ha ヤマメ 60 千円	1 0 羽
R 2 年 度	イノシシ	水稲 1,401 千円 3.30ha	4 4 2 頭
	シカ	樹木 (スギ、ヒノキ) 1,408 千円 26ha	1 5 7 頭
	カラス類	ビニールハウス 250 千円 0.25ha	
	サギ類	鯉 40 千円 3ha ヤマメ 100 千円	1 0 羽
	タヌキ	スイートコーン 80 千円 0.08ha	
	アナグマ	イチゴ 100 千円 0.20ha	
R 3 年 度	イノシシ	水稲 4,922 千円 4.68ha	4 2 5 頭
	シカ	樹木 (スギ、ヒノキ) 1,733 千円 32ha 水稲 147 千円 0.14ha	1 6 5 頭
	カラス類	ビニールハウス 250 千円 0.25ha	
	サギ類	鯉 40 千円 3ha ヤマメ 50 千円	4 羽
	タヌキ	スイートコーン 100 千円 0.10ha	6 3 匹
	アナグマ		2 5 匹